

議題 2. 平成 27 年度市民参加実施事業におけるヒアリングの試行実施

①No. 4 白井市障害者計画等策定事業

②No. 12 白井市教育大綱策定事業

1. 市民参加推進会議の概要

- ・市で行っている市民参加が時代に則してより良い制度として高めていくように、市では市民参加条例第25条に基づき市民参加推進会議を設置している。

⇒ 委員の構成

- (1) 識見を有する者 2名
- (2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 2名
- (3) 公募市民 5人以内（現在は4名）

- ・市民参加推進会議では市民参加条例に基づき市長から諮問された事項を調査審議する。

- ⇒
- (1) 市民参加の実施状況に関する事
 - (2) 市民参加の方法の研究および改善
 - (3) 市民参加条例の見直しに関する事項
 - (4) 上記の他、市民参加の推進に関する事項

⇒ 諮問された事項を調査審議した後に、より良い市民参加が出来るよう諮問に対する市の対応を提言した答申を提出している。

2. 市民参加の実施状況の評価

- ・市民参加推進会議の審議事項のうち「(1) 市民参加の実施状況に関する事」については、各課が行った市民参加を調票に基づいて評価する総合的評価を実施している。

⇒ 総合的評価では、委員が各課の作成した調票を評価基準・評価チェック項目に基づき評価する。評価は数値化され、基準点30点+市民参加の手法を実施した数×20点を満点とした計算を行い、最終合計点が何点かによってその市民参加を行った事業を総合的に評価する。

3. 市民参加の実施状況調査の限界とヒアリングの試行

- ・これまで市民参加推進会議では、市民参加を実施した事業について取りまとめた調票を判断材料として評価をしてきた。

⇒ 評価をする中で疑問が生じた部分については詳細な内容が不明のため、形式的な評価となってしまう。

⇒ そのため、事業を行った担当課にヒアリングをしながら評価することで、事業の詳細な内容の把握や調票から読み取れない部分を知ることにより、実際に則した適切な評価を行うことが出来るとともに、職員の市民参加に対する理解が促進される。

⇒ 今年度より2事業を対象にヒアリングを試行的に実施。